

## 奈良屋地区屋台アンケートについて

高島市長が屋台を、「福岡の名物となっている重要な観光資源」として位置づけ、規制緩和を含めた拡大に向け、第三者委員会「屋台との共生のあり方研究会」を設置し、検討を行っています。

屋台が設置されている博多川沿いの須崎町、大博通り沿いの奈良屋町を含む当奈良屋地区で、独自に皆様のご意見を集め、審議の資料として提出したく、アンケートをとることになりました。主旨等ご理解の上、ご協力頂きますようお願いいたします。

## ● 屋台の発生と経過

戦後の混乱期の闇市は全国各地にあったが、今でも屋台として存続しているのは福岡市だけである。歩道の占拠や衛生環境、営業マナーの悪さなどの問題を受け、福岡県警が 1995 年に営業に必要な道路使用許可について、新規許可を原則として認めないことにした。

また福岡市は、悪臭やごみ放置、残油の不法投棄など深刻なマナー違反が絶えない屋台の営業規制の為に、2000 年 7 月「屋台の指導要綱」を制定した。市の嘱託職員の「屋台指導員」が週 3 回の見回りをして、違反があれば口頭で注意し、改善されない場合は警告書を渡し、繰り返されれば占有許可の効力停止や取り消し処分もあるとされているが、一度も適用されたことはない。

## ● 福岡市屋台指導要綱（抜粋）

- ① 歩道使用の際は道路占有許可（月 5,600 円）、公園使用の際は公園使用料（月 12,000 円）の納付義務。  
※要綱とは別に、県警が運用する道路使用許可の手数料月 1,200 円が必要。
- ② 屋台営業は施行当時の経営者にしか認めず、例外として配偶者か実子のみ継承できる。
- ③ 占有許可は譲渡禁止。占有面積は縦 3m、横 2.5m 以内とする。
- ④ 設置後の歩道スペースを幅 2 m 以上確保し、点字ブロックから 60cm 以上離す。
- ⑤ 営業時間は午後 6 時から翌午前 4 時までとする。
- ⑥ 生ものの提供は禁止。

## 【参考】一般的に言われる問題点

- ・ 早朝屋台撤収後は悪臭やごみが散乱しており、近隣住民が排水溝に水を流したり、歩道をデッキブラシで磨いたり、汚物を処理している。
- ・ 屋台利用者が、大声をだしたり、周辺で立ションをしている。
- ・ 歩道スペースが確保されておらず、歩道が通行できなくなっている。
- ・ 占有面積を超えて、歩道にテーブルや椅子を並べたり、食材および機材収納の車を歩道や車道に駐車している。
- ・ 名義人権利で他人が営業している「雇われ店主」（権利又貸し）が存在し、既得権益化している。

## 奈良屋地区屋台アンケート

あなたは、( 男・女 ) ( 20代・30代・40代・50代・60代・70代以上 )

住まいは、( 築港・神屋・対馬小路・須崎・古門戸・奈良屋・川端・綱場・他 )

1. この1年間に屋台に行ったことがある方にお尋ねします。

A. その理由は？(複数回答可)

- ①値段が安い ②美味しい ③開放感・親近感 ④なじみがある ⑤誘い・付き合い  
⑥遅くまで営業 ⑦その他( )

B. 気になる点、改善してほしい点がありますか？(複数回答可)

- ①衛生面 ②値段が高い(不明瞭) ③営業マナーの遵守 ④違反者の営業停止  
⑤その他( )

C. 屋台や帰途上で周辺住民の事を考えずに、深夜に大声でしゃべったり、歌ったり、立しよんや、道路上に嘔吐したことがありますか？(あります・一度もありません)

2. この1年間に屋台に行かなかった方にお尋ねします。その理由は？

- ①調理上の不衛生 ②値段が高い(不明瞭) ③トイレ・手洗いがいい  
④営業マナーが悪い ⑤その他( )

3. 屋台の問題点はなんだと思いますか？(複数回答可)

- ①不衛生 ②異臭・町を汚す ③夜間の騒音 ④歩道の占拠・交通の妨げ  
⑤値段が高い(不明瞭) ⑥占有料が安く、店舗型飲食店と公平でない。  
⑧屋台営業権利の又貸し ⑨その他( )

4. 屋台の指導要綱の内容は妥当だと思いますか？もしおかしいというものがあつたら、番号と理由を記入ください。(複数回答可)

- ① 妥当ではない。番号：( )  
理由：( )  
② 妥当である。

5. 検討会の議論が、仮に屋台の存続を前提ならば、どんな対処・条件が必要ですか？

( )

6. 当地区に屋台が必要だと思いますか？また自分の家の側に屋台があつたら、どう思いますか？

- 当奈良屋地区に屋台が、①必要ではない ②必要である  
自分の家の側に屋台が、①ないことが良い ②あっても良い

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。